

令和6年度千葉市企業立地ガイドマップ作成業務委託に係る企画提案審査要領

1 目的

本要領は、令和6年度千葉市企業立地ガイドマップ作成業務委託に係る企画競争（公募型プロポーザル方式）に関し、優先交渉権者選考のため、令和6年度千葉市企業立地ガイドマップ作成業務委託選考委員会（以下「選考委員会」という。）における審査方法を定める。

2 審査方法

（1）不適格事項の確認

企画提案書提出時において、募集要項に定める不適格事項に該当しないことについて、選考委員会事務局（発注所管課）（以下「事務局」という。）にて確認する。

（2）企画提案書等の審査

募集要項で定める評価項目等及び次の3 評価基準に基づき、事務局及び選考委員会の選考委員が審査する。

ア 事務局審査

評価項目のうち「定量的事項」については事務局が提出書類の事前審査を行い、その結果を選考委員に報告する。

イ 選考委員審査

（ア）定量的事項の審査方法

選考委員は、事務局からの「定量的事項」に係る審査結果の報告を踏まえ、それぞれ評価、採点を行う。

（イ）定性的事項の審査方法

選考委員は、提出書類並びに選考委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングをもとに、それぞれ評価、採点を行う。

ウ 優先交渉権者等の決定

選考委員審査の得点の合計が一番高い提案者を優先交渉権者、その次に得点の高い提案者を次点者として決定する。

エ 留意事項

（ア）提案者が1 者の場合も、審査を実施する。

（イ）選考委員全員の合計点が全体（委員全員が満点）の6 割に満たない場合は、優先交渉権者等に選考しない（提案者が1 者の場合を含む）。

（ウ）最高得点の提案者が複数あった場合は、評価項目のうち「地図面のレイアウト」の得点が高い提案者を優先交渉権者とする。

（エ）（ウ）の得点も同点の場合は、評価項目のうち「制度概要面」の得点が高い提案者を優先交渉権者とする。

（オ）（エ）の得点も同点の場合は、くじにより優先交渉権者を決定する。

（カ）次点者となる提案者が複数あった場合は、（ウ）、（エ）、（オ）を準用し決定する。

3 評価基準

提出された企画提案書等は、以下により審査するものとする。

(1) 応募者の実績（様式第5号）

事務局にて、次の判断基準等により採点するものとする。

評価の着眼点	判断基準	配点	配点 上限
本事業と同種又は類似業務実績	同種業務の実績を有する場合	2点/件	5
	類似業務の実績を有する場合	1点/件	

・同種業務

「公的機関が発注する、企業立地等に関するガイドマップ作成業務」とする。

・類似業務

「公的機関が発注する、企業立地等以外に関するガイドマップ作成業務」

又は「企業が发注する、企業立地等に関するガイドマップ作成業務」とする。

(2) 企画提案書（様式第6、7号及び任意様式）

選定委員が、次の判断基準により、それぞれ採点するものとする。

評価項目	評価の着眼点	判断基準	配点	上限
表紙デザイン	キャッチコピーの表現 デザイン	キャッチコピーとの結びつきを強いインパクトのあるデザインで表紙としている	10	10
		キャッチコピーとの結びつきをインパクトのあるデザインで表紙としている	8	
		キャッチコピーとの結びつきをイメージしたデザインとなっている	6	
		キャッチコピーとの結びつきをイメージしたデザインとなっているが、印象が薄い	4	
		デザインからキャッチコピーとの結びつきを感じとれない	2	
	千葉市の魅力についての 視覚的な明瞭さ	表紙をただで、企業の方に千葉市の魅力が伝わるデザインになっている	10	10
		表紙を見たときに、企業の方が千葉市の魅力を感じられるデザインになっている	8	
		表紙を見たときに、企業の方が千葉市のガイドマップだとわかるデザインになっている	6	
		表紙を見たときに、企業の方が千葉市をイメージするのが難しい	4	
		表紙に千葉市の要素が入っておらず、千葉市のガイドマップであることがわからない	2	
地図面の レイアウト	構成の明確さ・可読性	市内の道路や鉄道網が明確であり、主要エリアの位置などが一目で分かるよう、色や文字等を工夫し表示されている	20	20
		市内の道路や鉄道網が明確であり、主要エリアの位置などが、文字等も使用し分かりやすく表示されている	16	
		市内の道路や鉄道網、主要エリアの位置などが明確に表示されている	12	
		市内の道路や鉄道網が表示されているものの、主要エリアの位置などが分かりづらい	8	
		市内の道路や鉄道網、主要エリアの位置などが不明瞭	4	

制度概要面	企業立地課事業案内のデザイン・構成	カジュアルなデザインをベースに、イラストや表、図などをふんだんに取り入れ、利用者が概略をスムーズに理解できるデザイン・構成である。	1 5	1 5
		カジュアルなデザインをベースに、イラストや表、図などを取り入れ、利用者が概略をスムーズに理解できるデザイン・構成である。	1 2	
		カジュアルなデザインとなっており、利用者が概略をスムーズに理解できる内容構成である。	9	
		利用者が概略を理解することが可能であるものの、デザイン・構成の面で課題がある。	6	
		利用者が概略を理解することが困難である	3	
	本市の紹介についてのデザイン・構成	写真やイラスト等を効果的に活用し、独自の工夫を取り入れて本市の特徴を視覚的に表現している	1 5	1 5
		写真やイラスト等を効果的に活用し、本市の特徴を視覚的に表現している	1 2	
		写真やイラスト等を活用し、本市の特徴を視覚的に表現している	9	
		写真やイラスト等の活用が不十分であり、本市の特徴が視覚的に伝わりづらい	6	
		写真やイラスト等の活用が不十分であり、本市の特徴が伝わらない	3	
	全体の印象	過去のガイドマップから大きく刷新したことが一目で分かるものとなっている	1 0	1 0
		過去のガイドマップから大きく刷新した印象を与えるものとなっている	8	
		過去のガイドマップから刷新した印象を与えるものとなっている	6	
		過去のガイドマップと類似した表現がされている	4	
		過去のガイドマップと同様の表現がされている	2	
	全体のバランス	全体のバランス・デザインの調和がよくとれている	5	5
		全体のバランス・デザインの調和がとれている	4	
		全体のバランスがとれている	3	
		一部バランスの悪い部分がある	2	
		全体のバランスが悪い	1	
プレゼンテーション・表現力		提案内容全体を明確に理解することができた	5	5
		提案内容全体を理解することができた	4	
		提案内容全体をおおむね理解することができた	3	
		提案内容全体を把握することがやや困難であった	2	
		提案内容全体を把握することは困難であった	1	
スケジュール管理		日単位、週単位の詳細かつ具体的な工程表を用いて校正時期等の記載があり、実現可能性が非常に高い	5	5
		月単位の具体的な工程表を用いて校正時期等の記載があり、実現可能性が高い	4	
		工程表の記載があり、実現可能性がある	3	
		最低限の記載があるが、工程表等の記載がなく、達成の見込みが低い	2	
		記載が不十分である	1	